

# 新潟県生連

新潟県生活と健康を守る会連合会  
〒950-0088 新潟市中央区万代1-2-6-403  
TEL 025-241-0288  
<http://niigatakenseiren.iinaa.net/index.html>

一人はみんなのために  
みんなは一人のために

## 新型コロナ 感染症

# 一人の暮らしも営業もつぶさない

## 新潟守る会に期待広がる3月から11世帯拡大

新型コロナウイルス感染が拡大し猛威を振るっています。「緊急事態宣言」が発令されるなか、くらしも生業も大変になっています。新潟生活と健康を守る会は、「一人の暮らしも営業もつぶさない」と、制度を知らせて相談にのり、制度適用させる取り組みを進めています。これと一体で3月から会員を11世帯ふやしています。

### 「緊急小口資金貸付断られた」 高齢の床屋さんさんが会員に相談し 10万円の貸付実現

会員から報告と相談がありました。月に50人いたお客が30人にまで減って生活が苦しいので、生活福祉資金の「緊急小口資金」貸付を申し込んだところ、「79歳で高齢だから」と断られて困っている。

早速、県社会福祉協議会に問い合わせし、「75歳の対象貸付年齢を超えているものの、事情を総合的に勘案して対処します」との回答が。改めて申し込み、希望の20万円は認められなかったものの10万円の貸し付けを受けることができました。

### コロナの影響で家賃が払えない スナックのママがチラシ見て相談

役員が家の近所にチラシを配ったところ、それを見た運転代行者の運転手の方が、知り合いのママを連れ

て事務所を訪れました。事情を聞いたところ、週にお客が1～2人の状態、家賃が払えないために滞納しているとのこと。ママは政策金融公庫に融資の申し込みの書類をもらいに行きましたが、いろいろ言われて難しく借りれないと諦めました。

すぐに役員が同行して申し込みに出かけました。たくさん書類がありましたが、相談しながら記入、1時間ほどで書類は完成、あとはいろいろ説明を受けました。申し込みは20万円ですが決定は数日後ですが、職員の対応では貸付は間違いのないようです。

### 相談者が同業の人に勧め貸付申請

前出の運転手さんの勧めで運転代行運転手が相談に来られました。収入が月額20万円から10万円に半減し生活ができないと訴えました。早速役員が同行し緊急小口資金を申請しました。娘さんはフリーランスで仕事がなくなり無収入だと話しました。

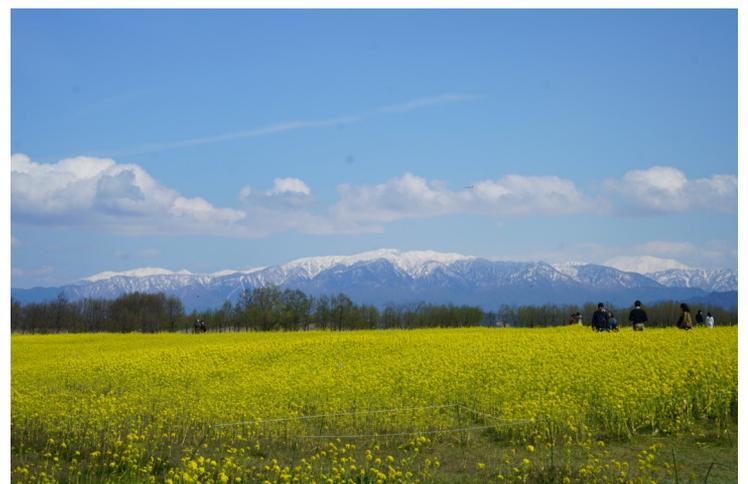
**「緊急小口資金」、審査で問われるのは、返せるかどうかでなく、コロナで収入が減っているかです！**

## 第45回新潟県生連総会5月17日に開催

新潟県生連は、4月5日に第6回理事会を開き、第45回総会を5月17日に開催することを決定しました。

コロナ感染に最大の注意を払い、代議員定数を大幅に削減し、友誼団体や国会議員の皆さんにはメッセージを要請するなどの措置を取って開催します。

総会では、コロナ対策、新たな方針と予算、役員を決めることにしています。



一カ月ほど早く咲いた菜の花 福島潟

# コロナから命と暮らしを守る緊急の取り組みを！ 新潟県生連 常任理事会

2020年4月17日

## (1)くらしと命を守る取り組みを

安倍政権は、緊急事態宣言指定地域を全国へ広げましたが、「休業自粛と一体で補償を」との国民の要求を拒否し、まともな対策を示していません。

緊急事態が起きると犠牲になるのはいつも低所得者、高齢者、女性、子どもをはじめとする地域住民です。いままさに全生連・生活と健康を守る会が必要とされています。地域の実情に合わせ、宣伝と相談活動、行政への申し入れなどの要求実現の取り組みをおこない、班活動、配達集金網を維持して組織を守る取り組みを全県で発展させましょう。

## (2)「2つの基本姿勢」を貫いて

コロナ感染が広がり、日々深刻化しています。次の2点に留意して、積極的に活動しましょう。方針の具体化は、全県一律でなく、地域の実情に合わせて行いましょう。

- ①感染防止策に最善を尽くしましょう。
- ②生活と健康、権利の保障の確立を目指す全生連運動の原点に立ち、要求運動に取り組み、生活と健康を守る会活動を前進・発展させるために奮闘しましょう。

## (3)被害の補償と生存権を守る当面の取り組みについて

- ①国の自粛要請に、事業者・個人への保障を求める
- ②あらゆる制度を活用して命・暮らしを守ろう
  - 減収した人への支援——緊急小口資金、総合支援資金など生活福祉資金貸付、制度融資。国保

料、住民税、公営住宅家賃などの減免。生活保護申請、他

- 消費税増税などですでに生活に困っていた人も、貸し付けや減免の適用を
- ③守る会のチラシ・相談相手が求められています。地域へ大量宣伝を行いましょ。

## (4)会員の拠り所、生存権要求を実現する力＝生活と健康を守る会の組織を守り、前進させよう

- ①班会・班活動は、会員の生活の拠り所となり、要求実現と会の活動を前進させる役割を果たしています。地域の実情に合わせ、「3密」(①密閉、②密集、③密接)を避け、マスク着用、換気など感染予防を適切に行い、やれることを工夫して班会・班活動を前進させましょう。会員・読者・地域住民の不安・要求を話し合い、応える活動を相談することが大切です。また、班のないところでは会員訪問や、電話による安否確認や要求の聞き取りなどを行い、暖かな連帯網をつくりましょう。
- ②「守る新聞」配達、会費や購読料の集金網をつくり、組織を守り、前進させましょう。
- ③コロナ感染拡大から生命と暮らしを守る要求運動を一体で、毎月会員と新聞を増やして減らさずに前進するために、目標と計画を具体化し、拡大に足を踏み出しましょう。
- ④実情に応じて臨時の役員体制も確立し、以上の方針を具体化し、活動を推進しましょう。

## チラシを知人に手渡し、地域に配布しましょう

## くらしに役立つ制度を利用しませんか



コロナ感染で収入が減少した人に  
**緊急小口資金貸付**

- 対象は、コロナ感染の影響で生計維持のための貸付が必要な世帯
- 貸付金額は10万円以内。特別な事情がある場合は20万円以内
- 返済期間期間は1年以内
- 返済期限は2年以内
- 無利子、保証人不要
- 償還免除の要件を、償還時になお所得の減少が続く住民税非課税世帯とすることが検討されています。

コロナ感染で減収・減益となり、支払い困難な人には、国民健康保険料、市民税、国税が延滞金を下げて支払いを1年猶予します。1年たつて支払えない場合はさらに1年延長します。

「コロナ感染で支払いが大変なとき  
**国保・市民税の減免・徴収猶予を**

コロナ感染、消費税10%で生活が大変ですね

ご相談はお気軽に